

館林女子高校いじめ防止基本方針

群馬県立館林女子高等学校（以下、本校とする）は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 本校の教育方針

校訓「自律自治・温雅健康・敬愛親和」のもと、社会に貢献できる人間を育成することを目標に教育活動を行っている。具体的には、自ら考え、自ら学び、自分の良い面を伸ばせる、向学心に富んだ生徒を育成すること、心身ともに健全で、知性と教養、豊かな感受性を備え持つ生徒を育成すること、優しさと品位を持ち、他者との協調を重んじる、規範意識の高い生徒を育成することである。

そのために、いじめ防止に向けて、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送り、充実した様々な活動に取り組むことができるよう日常の指導体制を定める。

そして、いじめの未然防止を図りながらいじめ早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するための「館林女子高校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考え、実行する力）を育成することがいじめ等の問題行動を未然に防ぐことにつながる。そのため、あらゆる教育活動に生徒指導の3つの機能（「生徒に自己決定の場を与える」「生徒に存在感を与える」「人間的なふれあいを基盤とする」）を生かす。
- (2) いじめは、将来にわたって内面を深く傷つけ、生徒の健全な成長に影響を及ぼす重大な問題であるという認識の基に、生徒の心身の健全な発達を図り、生徒が安全で安心な学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (3) 教職員はいじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。

3 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

4 いじめの基本認識

いじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、以下の（1）～（8）のようないじめ問題についての基本的な認識を持たせる。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりえるものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

5 校内組織

いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を、組織的かつ実効的に行うため、次の組織を設置する。

- (1) 名 称
「いじめ対策委員会」
- (2) 構成員
校長（委員長）、教頭、生徒指導主事、学年主任、生活指導係教諭、教育相談係教諭、養護教諭、スクールカウンセラー
- (3) 役 割
 - ① いじめ防止基本方針の策定、見直しに関すること。
 - ② いじめ未然防止、早期発見に関すること。
 - ③ いじめの対応に関すること。
 - ④ 教職員の資質向上のための校内研修に関すること。
 - ⑤ 年間計画の企画と実施に関すること。
 - ⑥ 年間計画の進捗状況のチェックに関すること。
- (4) 開 催
月 1 回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

6 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する具体的方策

別表のとおり、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等に係る生徒への指導と具体的取り組みを行う。

7 教育委員会及び所轄警察署等との連携

- (1) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署と相談して対処する。
- (2) いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署等に通報し支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

8 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援やいじめを行った生徒の保護者に対する助言等を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者に提供する。

9 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 県教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

10 その他留意事項

- (1) いじめ防止等のための対策については、取組内容を定期的に点検し、改善に努める。
- (2) いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正な自校の取り組みを評価する。